商品概要説明書(ひな形)

JA農機ハウスローン

(2025年4月1日現在)

【個人】 ○当 JAの組合員であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。 ○お借入時の年齢が満18歳以上であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。 ○生活の本拠が定まっている方。 ○新規の取得の場合、本ローンの借入金をJAから販売業者に全額振込が可能である方。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○さの他当JAが定める条件を満たしている方。 【法人等】 ○当JAの組合員であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。 「原則として三期分の決算書および事業計画・返済計画の提出が可能で、かつ原則として通び決算順において継越矢損金を有しない方。 ○設立後1年以よ3年未満で創業赤字がある場合、当初事業計画と大幅な乖離がない方。 ○設立後1年末満の場合、役員・構成員(「勤役員)の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引所所得とします。)が150万円以上あること。 ○新規の取得の場合、本ローンの借入金をJAから販売業者に全額振込が可能である方。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○さの他当JAが定める条件を満たしている方。 ○共復具の職人(中古農機を含むた。)の当規集の職人(中力無機を含むた)。」の共の権力、建設、自動を強力を強力を強力を強力を強力を強力を強力を強力を強力を強力を強力を強力を対した。 「会産者・蓄電銀間販等資金。ただし、専ら農業施設への利用等、農業使用を目的とするものに限ります。 「各・金・蓄電銀間販等資金。ただし、専ら農業施設への利用等、農業使用を目的とするものに限ります。 全権・蓄電銀間販等資金。 ただし、専ら農業施設への利用等、農業使用を目的とするものに限ります。 「1 年以上1 5年以内とします。(1 か月単位とします。) 1 年以上1 5年以内とします。(1 か月単位とします。) 2 下以上1 5年以内とします。(1 か月単位とします。) 3 本部、機構資金の制力とします。 2 ます。 2 まず、 2 まず、 2 まず、 3 まず、 3 まず、 4 までを利型 3 まず、 4 まで、 4 まず、 5 まず、 5 まず、 5 まず、 6 まず、 6 まず、 6 まず、 7 まず、 6 まず、 7 まず、 7 まず、 7 まず、 8 まず、 8 まず、 8 まず、 9 まず、 8 まず、 9 まず、 9 まず、 9 まず、 9 まず、 1 を基金利が定日の基金を関切が表さる表達の利率を変更いたします。 3 は一定の利率を、完済時まで適用いたします。 3 は一定の利率は、 3 まず、 9 まが、 9 まず、 9 まが、 9 まが	商品名	JA農機ハウスローン
○農機具の購入(中古農機を含む。)、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要なご資金、および他金融機関から借入中の農機具ローンのお借換資金。 ○パイブハウス等資材、建設(増改築資金を含む。)費用。 ○発電・蓄電設備取得資金。 ただし、専ら農業施設への利用等、農業使用を目的とするものに限ります。 ○格納庫建設資金(増改築資金を含む。)。 借入金額 (10万円以上3,600万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。) (10万円以上3,600万円以内、1万円単位とします。) (10万円以上3,600万円以内、1万円単位とします。) (10万円以上3,600万円以内、1万円単位とします。) (10万円以上3,600万円以内、1万円単位とします。) (10万円以上3,600万円以内、1万円単位とします。) (10万円以上3,600万円以内、1万円単位とします。) (10万円以上3,600万円以内、1万円単位とします。) (10万円以上3,600万円以内、1万円単位とします。) (10万円以上3,600万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。) (10万円以上3,600万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。) (10万円以上3,600万円以内、1万円単位とします。) (10万円以上3,600万円以内、1万円単位とし、所要金額の電車金額の開内とします。) (10万円以上3,600万円以内、1万円単位とします。) (10万円以上3,600万円以内、1万円単位とし、所要金額の電車を含む。) (10万円以上3,600万円以内、1万円単位とし、所要金額の単立の残存期間内とします。) (10万円以上3,600万円以内、1万円単位とし、所要金額の電面にいまでの表準のでででででででででででででででででででででででででででででででででで	ご利用	【個人】 ○当JAの組合員であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。 ○お借入時の年齢が満18歳以上であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。 ○生活の本拠が定まっている方。 ○新規の取得の場合、本ローンの借入金をJAから販売業者に全額振込が可能である方。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。 【法人等】 ○当JAの組合員であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。 ○原則として三期分の決算書および事業計画・返済計画の提出が可能で、かつ原則として直近決算期において繰越欠損金を有しない方。 ○設立後1年以上3年未満で創業赤字がある場合、当初事業計画と大幅な乖離がない方。 ○設立後1年未満の場合、役員・構成員(常勤役員)の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)が150万円以上あること。 ○新規の取得の場合、本ローンの借入金をJAから販売業者に全額振込が可能である方。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。
借入金額 ○10万円以上3,600万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 ○1年以上15年以内とします。(1か月単位とします。) なお、借換資金の場合は現在お借入中の農機具ローンの残存期間内とします。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、基準金利(短期プライムレート)を基準に定めた利率を適用いたします。 お借入後の利率は、利払日変動方式とし、基準金利改定日の基準金利(短期プライムレート)により、基準金利改定日以降最初の約定返済日の翌日から適用利率を変更いたします。 「固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(短期プライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口にお問い合わせください。 ○元金均等返済(毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法)もしくは元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、年1回返済方式、年2回返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。	資金使途	○農機具の購入(中古農機を含む。)、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要なご資金、および他金融機関から借入中の農機具ローンのお借換資金。 ○パイプハウス等資材、建設(増改築資金を含む。)費用。 ○発電・蓄電設備取得資金。 ただし、専ら農業施設への利用等、農業使用を目的とするものに限ります。
借入期間 なお、借換資金の場合は現在お借入中の農機具ローンの残存期間内とします。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、基準金利(短期プライムレート)を基準に定めた利率を適用いたします。 お借入後の利率は、利払日変動方式とし、基準金利改定日の基準金利(短期プライムレート)により、基準金利改定日以降最初の約定返済日の翌日から適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。お借入時の利率は、3月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。お借入時の利率は、3月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口にお問い合わせください。 ○元金均等返済(毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法)もしくは元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、年1回返済方式、年2回返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。	借入金額	
○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、基準金利(短期プライムレート)を基準に定めた利率を適用いたします。 お借入後の利率は、利払日変動方式とし、基準金利改定日の基準金利(短期プライムレート)により、基準金利改定日以降最初の約定返済日の翌日から適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(短期プライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口にお問い合わせください。 ○元金均等返済(毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法)もしくは元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、年1回返済方式、年2回返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。	借入期間	○1年以上15年以内とします。(1か月単位とします。)
○元金均等返済(毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法)もしくは元 利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、 返済方法 年1回返済方式、年2回返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の 特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。	借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、基準金利(短期プライムレート)を基準に定めた利率を適用いたします。 お借入後の利率は、利払日変動方式とし、基準金利改定日の基準金利(短期プライムレート)により、基準金利改定日以降最初の約定返済日の翌日から適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(短期プライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。
担保 ○不要です。	返済方法担保	○元金均等返済(毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法)もしくは元 利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、 年1回返済方式、年2回返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の 特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の

保証人	 ○当JAが指定する保証機関(埼玉県農業信用基金協会)の保証をご利用いただきます。 ○法人等の方の場合は、原則として、以下のいずれかとします。 ①代表者を連帯保証人とすること。 ②代表者および有力構成員を連帯債務者または連帯保証人とすること。 なお、代表者の方については、地区内の居住実態が確認できること(申し出のあった住所の確認ができること)。 ○「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。
保証料	 ○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。 ①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は、年0.48%です。 【お借入額100万円あたりの一括支払保証料(例)】 お借入期間 1年 3年 5年 7年 10年 保証料(円) 2,598 7,428 12,310 17,268 24,770 ②分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は、年0.50%です。
団体信用 生命共済	 ○ご希望により当JA所定の団体信用生命共済にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年●. ●% (注)資金使途が農機具の購入(中古農機を含む)、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金、および他金融機関の農機具ローンの借換え資金となるものが団体信用生命共済の加入対象となります。 上記以外の事業資金については、全て団体信用生命共済加入の対象外となります。
9大疾病補償保険	○団体信用生命共済にご加入の方は、ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては以下の利率が加算されます。 年●. ●%
手数料	○ご融資の際、●●円の事務手数料(消費税等含む。)が必要ですが、当面の間はご融資の際の事務手数料は不要としております。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	 ○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、JAにお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合またはJAバンク相談所にお申し出ください。 埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
その他	 ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○書面契約の場合、印紙税が別途必要になります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、●●円の電子契約サービス手数料(消費税等含む。)が必要です。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせく

ださい。

JAバンク埼玉